

山LP協第 130 号
令和5年 1月26日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床 西 悟 (印略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令等
及び高圧ガス保安法施行令の一部の改正について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、山口県内には指定都市はなく、今回の改正について直接の該当はありません。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令等
及び高圧ガス保安法施行令の一部の改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和4年11月30日付け全L協保安・業務G4第142号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、政令が令和5年1月18日及び省令が同年1月23日付官報に公布され、同年4月1日施行となりますのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

液石法施行令においては、指定都市の長に係る報告の徴収及び関係行政機関への通報等、経済産業大臣の権限に属する事務の一部を指定都市においては指定都市の長が行うこと等が規定されました。

高圧法施行令においては、高圧ガス保安法の適用を受ける液石法に規定する設備・施設に関する事務について、都道府県知事が行うという規定を削除し、指定都市においては指定都市の長が行うことが規定されました。

(1) 液化石油ガス販売事業関係について (液石法施行規則第2章関係)

一の指定都市の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行う者に関する都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲する。

(2) 保安機関関係について (液石法施行規則第3章関係)

一の指定都市の区域内に設置される販売所に係る保安業務のみを行う保安機関に関する都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。

(3) 液化石油ガス販売事業者の認定関係について (液石法施行規則第4章関係)

液化石油ガス販売事業者は、その登録をした所管行政庁の認定を受け、特例を受けることができる。一部の液化石油ガス販売事業の登録及びその登録を受けた液化石油ガス販売事業の認定は、指定都市の長が行うこととする。

(4) 貯蔵施設等及び充てんのための設備関係について (液石法施行規則第5章関係)

指定都市の区域内に所在する貯蔵施設若しくは特定供給設備又は充てんのための設備に関する都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。

(5) 液化石油ガス設備工事関係について（液石法施行規則第6章関係）

指定都市の区域内に所在する施設等に関する液化石油ガス設備工事及び指定都市の区域内に所在する特定液化石油ガス設備工事事業者に関する都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する。

参考

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331C00000000254>



大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市
福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市
浜松市 岡山市 相模原市 熊本市

【経済産業省ホームページの政令掲載URL】

<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230113003/20230113003.html>



【経済産業省ホームページの省令掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/01/20230123-01.html



【意見募集結果の掲載URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122091&Mode=1>



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、橋本



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 (三)
- 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (四)
- 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (五)
- 消費者契約法施行令の一部を改正する政令 (六)
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令 (七)
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (八)
- 労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令 (九)
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一〇)

〔府 令〕

- 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四)
- 消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同五)
- 独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同六)
- 消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同七)
- 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 (同八)

〔省 令〕

- 地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 (総務三)
- 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令 (厚生労働五)
- 労働基準法施行規則の一部を改正する省令 (同六)

〔規 則〕

- 人事院規則一〇一四 (職員の保健及び安全保持) の一部を改正する人事院規則 (人事院一〇一四一三六)
- 人事院規則一六〇 (職員の災害補償) の一部を改正する人事院規則 (同一六一〇一七三)

〔告 示〕

- 昭和四十二年自治省告示第五百十号 (地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について) の一部を改正する件 (総務一五)

〔官庁報告〕

- 労働基準法施行規則別表第一の二第 四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物 (合金を含む) 並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件 (厚生労働一〇)

国家試験

- 令和四年度基本情報技術者試験合格者 (経済産業省)
- 令和五年度弁理士試験公告 (工業所有権審議会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

- 買収前の所有者等への売払い、建築士懲戒処分関係

裁判所

破産、再生関係

特殊法人等

- 公認会計士等の登録及び登録抹消、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係

地方公共団体

- 教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

附則

1 この政令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に消費者契約法第十三条第一項の規定を受けている者に対する同法第三十三條第二項の規定による命令又は同法第三十四條第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定による当該認定の取消しについては、この政令の施行の日の属する事業年度の終了後最初に招集される特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十四條の二に規定する通常社員総会又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十六條第一項に規定する定時社員総会の終結の時までは、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令及び高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九十九号)第八十二條第一項及び第二項、第八十七條第一項及び第二項、第九十三條、第九十四條の二並びに第九十五條並びに高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第七十八條の三及び第七十九條の三の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は都道府県知事は」を、「都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の長は、それぞれ」に改め、同条第二項中「又は都道府県知事は」を、「都道府県知事又は指定都市の長は、それぞれ」に改め、同条第三項中「区域」を「区域(指定都市の区域を除く。)」に、「液化石油ガス設備工事」を、「指定都市の長は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備又は当該指定都市の区域内に設置されている消費設備についての液化石油ガス設備工事の作業に従事した液化石油ガス設備士に対し、それぞれ液化石油ガス設備工事」に改め、同条第四項中「区域内に事業所」を「区域(指定都市の区域を除く。以下この項において同じ。)内に事業所」に、「特定液化石油ガス設備工事」を、「指定都市の長は、当該指定都市の区域内に事業所を有する特定液化石油ガス設備工事事業者又はその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備若しくは当該指定都市の区域内に設置されている消費設備について特定液化石油ガス設備工事をした特定液化石油ガス設備工事事業者に対し、それぞれ特定液化石油ガス設備工事」に改め、同条第七項中「は」を「又は指定都市の長は、それぞれ」に、「充てんの」を「充填の」に改める。

第十一条の表経済産業大臣の項中「都道府県知事」の下に「指定都市の区域内にあつては、指定都市の長」を加え、同表都道府県知事の項上欄中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同項下欄中「都道府県公安委員会」の下に「指定都市の長にあつては、当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会」を加え、同表に次のように加える。

都道府県知事	法第三條第一項の登録、法第八條の規定による届出(法第三條第二項第二号及び第三号の事項の変更に係るものに限る。)法第二十三條の規定による届出又は法第二十五條若しくは第二十六條の規定による登録の取消し	当該登録、届出又は登録の変更に係る者の販売所の所在地を管轄する指定都市の長
--------	--	---------------------------------------

第十二條中「都道府県知事」の下に「指定都市の区域内にあつては、指定都市の長」を加える。
第十三條第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。次項から第六項までにおいて同じ。」を加え、同条第九項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「して」の下に「それぞれ」を加える。
第十四條第一項中「第六條」を「第三條の二第三項、第六條」に改める。
(高圧ガス保安法施行令の一部改正)

第二条 高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「次の各号に掲げる事業所、設備又は施設」を「高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所」に改め、同条各号を削る。

附則

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第十六條の二第二項、第八十二條第一項若しくは第八十三條第一項若しくは第二項の規定又は高圧ガス保安法第三十九條、第六十一條第一項、第六十二條第一項、第六十三條第二項若しくは第六十四條の規定により都道府県知事がした命令等の処分その他の行為で、施行日以後第一條の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十三條第一項から第六項までの規定又は高圧ガス保安法第七十九條の三及び第二條の規定による改正後の高圧ガス保安法施行令(次項において「新高圧ガス令」という。)第二十二條の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の長が行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長がした命令等の処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に高圧ガス保安法第三十六條第二項、第六十三條第一項又は第七十四條第二項若しくは第三項の規定により都道府県知事に対し届出又は通報をしなければならない事項についてその届出又は通報がされていないもので、施行日以後高圧ガス保安法第七十九條の三及び新高圧ガス令第二十二條の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出又は通報をしなければならない事項についてその届出又は通報がされていないものとみなす。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 岡田 直樹
内閣総理大臣 岸田 文雄



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業四)

〔告示〕

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件

〔消防庁〕

○消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件(同二)

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件(文部科学二)

〔文化庁〕

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件

〔厚生労働〕

○令和五年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件

〔厚生労働一三〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

農業協同組合法第六十四条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

四

四

七

六

六

省

令

○経済産業省令第四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月二十三日

経済産業大臣 西村 康稔

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（販売事業の登録申請等）

第四条 法第三条第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第一による申請書を提出しなければならない。

申請者の区分	申請書の提出先
一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行うおうとする者	当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長
一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行うおうとする者	当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事
（一の指定都市の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行うおうとする者を除く。）	事
〔略〕	〔略〕

2 〔略〕

（法第四条第一項第三号の経済産業省令で定める者）

第五条の二

2 法第三条第一項の登録を受けた者若しくは法人であつてその業務を行う役員又は法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となつたときは、法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（登録行政庁の変更の場合の届出）

第七条 法第六条の規定により登録行政庁の変更の届出をしようとする者は、様式第三による届書を従前の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

改 正 前

（販売事業の登録申請等）

第四条 法第三条第二項の規定により同条第一項の登録の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第一による申請書を提出しなければならない。

申請者の区分	申請書の提出先
〔新設〕	〔新設〕
一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行うおうとする者	当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事
一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置して液化石油ガス販売事業を行うおうとする者	事
〔略〕	〔略〕

2 〔略〕

（法第四条第一項第三号の経済産業省令で定める者）

第五条の二

2 法第三条第一項の登録を受けた者若しくは法人であつてその業務を行う役員又は法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、液化石油ガス販売事業の適切な実施が著しく困難となつたときは、法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（登録行政庁の変更の場合の届出）

第七条 法第六条の規定により登録行政庁の変更の届出をしようとする者は、様式第三による届書を従前の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(販売所等の変更の届出)

第九条 法第八条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第五による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。ただし、法第三条第二項第三号に定める事項を変更した者であつて法第三十六条に規定する都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第五章、第八十八条、第一百二十二条及び第一百四十四条において同じ。)の許可を受けたものは、この限りでない。

2 [略]

(承継の届出)

第十条 法第十条第三項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、法第十条第二項各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める者(当該届出をしようとする者が当該承継により一の経済産業局の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつた場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下この項において「新登録行政庁」という。)に様式第六による届書を、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事又は指定都市の長及び当該承継に係る液化石油ガス販売事業者について法第三条第一項の登録をした都道府県知事又は指定都市の長(これらの者が新登録行政庁である場合を除く。)に様式第七による届書を、その他の場合は当該承継に係る液化石油ガス販売事業者について法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に様式第六による届書を提出しなければならない。

2 (業務主任者の選任等)

第二十二条 [略]

2 5 4 [略]

5 法第十九条第二項又は法第二十一条第二項の規定により、業務主任者又は業務主任者の代理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十三条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(認定の申請)

第三十条 法第二十九条第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第十二による申請書を提出しなければならない。

申請者の区分	申請書の提出先
一の指定都市の区域内のみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者	当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長

(販売所等の変更の届出)

第九条 法第八条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第五による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第三条第二項第三号に定める事項を変更した者であつて法第三十六条に規定する都道府県知事の許可を受けたものは、この限りでない。

2 [略]

(承継の届出)

第十条 法第十条第三項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出をしようとする者は、法第十条第二項各号の一に該当する場合は経済産業大臣又は産業保安監督部長に様式第六による届書を、当該承継した液化石油ガス販売事業者の登録をした都道府県知事に様式第七による届書を、その他の場合は当該承継に係る液化石油ガス販売事業者について法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に様式第六による届書を提出しなければならない。

2 (業務主任者の選任等)

第二十二条 [略]

2 5 4 [略]

5 法第十九条第二項又は法第二十一条第二項の規定により、業務主任者又は業務主任者の代理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十三条の規定により、液化石油ガス販売事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(認定の申請)

第三十条 法第二十九条第二項の規定により同条第一項の認定の申請をしようとする者は、次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる者に様式第十二による申請書を提出しなければならない。

申請者の区分	申請書の提出先
[新設]	[新設]

<p>一の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うとする者(一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うとする者を除く。)</p>	<p>当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事</p>
---	-----------------------------

2 〔略〕

(保安機関の認定の更新)

第三十四条 法第三十二条第一項の規定により認定の更新を受けようとする者は、様式第十四による申請書に第三十条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、様式第十五による申請書に第三十条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 法第三十三条第二項の規定により一般消費者等の数の減少の届出をしようとする保安機関は、様式第十六による届書に第三十条第二項第一号に掲げる書類(当該減少に係る事業所のものに限り)を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(保安業務規程)

第三十九条 法第三十五条第一項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第十七による申請書に保安業務規程を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 法第三十五条第一項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第十八による申請書に法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(認定行政庁の変更の場合の届出)

第四十条 法第三十五条の四において準用する法第六条の規定により法第二十九条第一項の認定を受けた者は、様式第十九による届書を従前の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(保安機関の変更の届出)

第四十一条 法第三十五条の四において準用する法第八条の規定により保安機関の変更の届出をしようとする者は、様式第二十による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

2 〔略〕

<p>一の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うとする者</p>	<p>当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事</p>
--	-----------------------------

2 〔略〕

(保安機関の認定の更新)

第三十四条 法第三十二条第一項の規定により認定の更新を受けようとする者は、様式第十四による申請書に第三十条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、様式第十五による申請書に第三十条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十三条第二項の規定により一般消費者等の数の減少の届出をしようとする保安機関は、様式第十六による届書に第三十条第二項第一号に掲げる書類(当該減少に係る事業所のものに限り)を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(保安業務規程)

第三十九条 法第三十五条第一項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第十七による申請書に保安業務規程を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 〔略〕

3 法第三十五条第一項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第十八による申請書に法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(認定行政庁の変更の場合の届出)

第四十条 法第三十五条の四において準用する法第六条の規定により法第二十九条第一項の認定を受けた者は、様式第十九による届書を従前の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(保安機関の変更の届出)

第四十一条 法第三十五条の四において準用する法第八条の規定により保安機関の変更の届出をしようとする者は、様式第二十による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 〔略〕

(承継の届出)

第四十二条 法第三十五条の四において準用する法第十条第三項の規定により保安機関の地位の承継の届出をしようとする者は、法第三十五条の四において準用する法第十条第二項各号のいずれかに該当する場合は当該各号に定める者(当該届出をしようとする者が当該承継により一の産業保安監督部の管轄区域内であつて二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等)についての保安業務を行うこととなつた場合は、当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下この項において「新認定行政庁」という。)に様式第二十一による届書を、当該届出をしようとする者の認定をした都道府県知事又は指定都市の長及び当該承継に係る保安機関について法第二十九条第一項の認定をした都道府県知事又は指定都市の長(これらの者が新認定行政庁である場合を除く。)に様式第二十二による届書を、その他の場合は当該承継に係る保安機関について法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に様式第二十一による届書を提出しなければならない。

2 [略]

(廃止の届出)

第四十三条 法第三十五条の四において準用する法第二十三条の規定により保安業務の廃止の届出をしようとする保安機関は、様式第二十五による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(液化石油ガス販売事業者の認定申請)

第四十七条 法第三十五条の六第二項の規定により、同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十六による申請書に前条第一号ホに掲げる運営管理規程を添付して法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第四十八条 法第三十五条の七の規定により、認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後三月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を様式第二十七により、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならない。ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

2 [略]

3 第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」という。)は、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日認定対象消費者割合が七十パーセントを下回つた場合には、遅滞なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証する書面を添えて、当該承継の日における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に報告しなければならない。

4 [略]

(承継の届出)

第四十二条 法第三十五条の四において準用する法第十条第三項の規定により保安機関の地位の承継の届出をしようとする者は、法第三十五条の四において準用する法第十条第二項各号のいずれかに該当する場合は経済産業大臣又は産業保安監督部長に様式第二十一による届書を、当該承継に係る保安機関について法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に様式第二十一による届書を提出しなければならない。

2 [略]

(廃止の届出)

第四十三条 法第三十五条の四において準用する法第二十三条の規定により保安業務の廃止の届出をしようとする保安機関は、様式第二十五による届書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(液化石油ガス販売事業者の認定申請)

第四十七条 法第三十五条の六第二項の規定により、同条第一項の認定を受けようとする者は、様式第二十六による申請書に前条第一号ホに掲げる運営管理規程を添付して法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第四十八条 法第三十五条の七の規定により、認定液化石油ガス販売事業者は、毎事業年度経過後三月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を様式第二十七により、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

2 [略]

3 第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者(以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」という。)は、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日認定対象消費者割合が七十パーセントを下回つた場合には、遅滞なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証する書面を添えて、当該承継の日における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に報告しなければならない。

4 [略]

(報告)
第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下欄に掲げる者に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

液化石油ガス販売事業者	その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の市長
保安機関	その事業年度における法第二十七条第一項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあつては、その事業年度中の役員又は第三十三条各号に掲げる構成員の構成の変更	法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の市長
充てん事業者	その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん業者の数	法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事又は指定都市の市長

(経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告)

第四百十条 都道府県知事又は指定都市の市長は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第四百十一条 都道府県知事又は指定都市の市長は、令第十三条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。)の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 〇三 〔略〕
 二 都道府県知事又は指定都市の市長は、法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告徴収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

三 〇四 〔略〕

(報告)
第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

液化石油ガス販売事業者	その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事
保安機関	その事業年度における法第二十七条第一項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあつては、その事業年度中の役員又は第三十三条各号に掲げる構成員の構成の変更	法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事
充てん事業者	その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん業者の数	法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事

(経済産業大臣に対する都道府県知事の報告)

第四百十条 都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

第四百十一条 都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務(液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。)の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の報告の徴収の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十五の報告徴収実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 〇三 〔略〕
 二 都道府県知事は、法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十六の報告徴収実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

三 〇四 〔略〕

第四百二十二条

都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一三 〔略〕

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十八の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一三 〔略〕

3 五 六 〔略〕

備考 表中の「一」は注記である。

様式第七、様式第二十二及び様式第二十八から様式第三十一まで中「都道府県知事」を削る。

様式第三十二中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第三十三から様式第三十八まで中「都道府県知事」を削る。

様式第三十九中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第四十、様式第四十一及び様式第四十四中「都道府県知事」を削る。

様式第四十五中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第四十六から様式第四十八まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「都道府県知事」を削る。

様式第六十一中「抜すい」を「抜粋」に、「都道府県知事は、この」を「都道府県知事又は指定都市の長は、この」に改める。

様式第六十四から様式第六十八まで中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項についてその届出がされていないもので、施行日以後この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなす。

第四百二十二条

都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一三 〔略〕

2 都道府県知事は、法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であつて、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十八の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一三 〔略〕

3 五 六 〔略〕

告

示

○消防庁告示第一号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十三日

消防庁長官 前田 一浩